

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備

特定駐車場用泡消火設備について必要な事項並びにその設置及び維持に関する技術上の基準は、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年 3 月 27 日総務省令第 23 号）（以下「特定駐車場省令」という。）、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年 3 月 28 日消防庁告示第 5 号）によるほか、次による。

1 特定駐車場用泡消火設備の特徴

火災となった自動車等の防護対象物に対し、直近の閉鎖型泡水溶液ヘッド（特定駐車場に用いるスプリンクラーヘッドであって、火災の熱により作動し、圧力により泡水溶液を放射するものをいう。以下同じ。）が開放し、泡水溶液を局所的に放射して当該火災の拡大を初期に抑制するための設備である（第 4 の 3 - 1 図参照）。

（参考）

政令第 15 条により設置する固定式の泡消火設備（泡ヘッドを用いるもの）は、道路の用に供される部分を除き、50 m²から 100 m²までの規模で放射区域を設定し、当該区域内に設置されている全てのフォームヘッドから泡を一斉に放射し、火災を消火するものである。（第 4 の 3 - 2 図参照）

2 主な構成

特定駐車場省令第 4 条から第 9 条に掲げる設備に対応する機器は、第 4 の 3 - 1 表のとおり。

第 4 の 3 - 1 表

区 分	閉鎖型泡水溶液ヘッド	感知継手	火災感知用ヘッド及び一斉開放弁	開放型泡水溶液ヘッド	泡ヘッド
単純型平面式泡消火設備	○				
感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備	○	○		○	
感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備	○	○			○
一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備	○		○	○	
一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備	○		○		○
機械式泡消火設備	○	△	△	△	△

凡例：○は、必ず用いるべき機器をいう。

△は、選択して用いることが可能な機器をいう。

以下に構成例を示す。

(1) 単純型平面式泡消火設備（第 4 の 3 - 3 図、第 4 の 3 - 4 図、第 4 の 3 - 2 表参照）

特定駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分を除く。この項において「平面式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッドのみを用いる特定駐車場用泡消火設備である。

第4章 消防用設備等の技術基準

第4の3 特定駐車場用泡消火設備

第4の3-2表 構成する機器等

構成機器	位置、構造及び施工に関する基準
加圧送水装置、水源、配管等及び貯水槽の耐震措置	第2屋内消火栓設備の例により設ける。
流水検知装置、起動装置、末端試験弁、表示及び警報	第3スプリンクラー設備（閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備）の例により設ける。
制御弁及び自動警報装置	第4泡消火設備の例により設ける。
非常電源	第23非常電源の例により設ける。
総合操作盤	第24総合操作盤の例により設ける。
閉鎖型泡水溶液ヘッド (第4の3-5図、第4の3-6図参照)	当該機器の仕様書によるほか、第3スプリンクラー設備第7（閉鎖型ヘッドを用いるスプリンクラー設備）に準じて設ける。

(2) 感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備（第4の3-7図、第4の3-8図参照）

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放し、開放型泡水溶液ヘッド又は泡ヘッドに泡水溶液を供給する継手をいう。この項において同じ。）を用いる特定駐車場用泡消火設備である。

構成する機器等は、(1)を準用する。

なお、特定駐車場省令第5条第3号に規定する「開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の有効警戒範囲内に包含できるように設けること」とは、第4の3-9図の例をいう。

感知継手及び開放型泡水溶液ヘッドは、感知又は放射分布に障害となるものがないよう当該機器の仕様書により設ける。

(3) 感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備（第4の3-10図、第4の3-11図）

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、感知継手及び泡ヘッドを用いる特定駐車場用泡消火設備である。

構成する機器等は、(2)を準用する。

泡ヘッドは、第4泡消火設備第9を準用する。

(4) 一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備（第4の3-12図、第4の3-13図参照）

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（この項において「火災感知ヘッド等」という。）及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備である。

構成する機器等は、一斉開放弁は、第4泡消火設備第12を準用する。その他機器は、(2)を準用する。

火災感知用ヘッド等は、取付け面の高さに応じ、第4の3-3表により火災を有効に感知できるように設けること。▲

第4の3-3表

取り付ける場所の最高周囲温度	標示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上64℃未満	79℃以上121℃未満

(5) 一斉開放弁泡ヘッド併用型平面式泡消火設備（第4の3-14図、第4の3-15図参照）

平面式特定駐車場において閉鎖型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド等及び一斉開放弁を用いる特定駐車場用泡消火設備である。

構成する機器等は、一斉開放弁は第4泡消火設備第12を準用する。その他の機器は、(3)を準用する。

第4章 消防用設備等の技術基準

第4の3 特定駐車場用泡消火設備

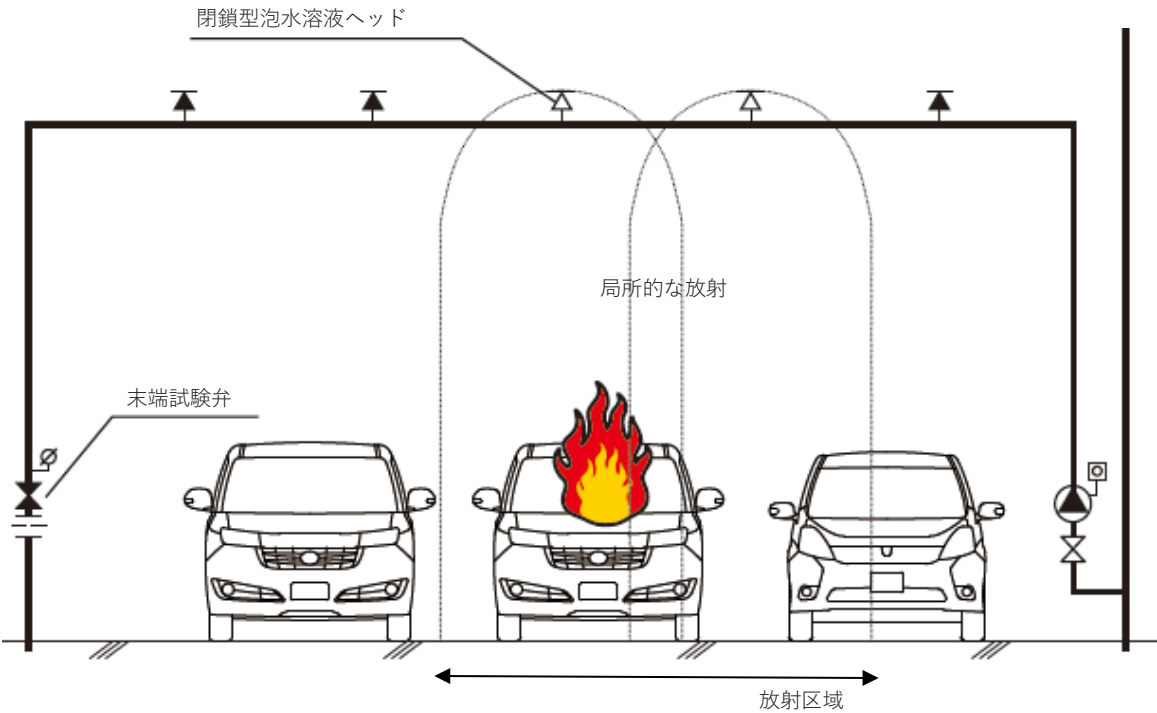
(6) 機械式泡消火設備（第4の3-16図参照）

特定駐車場のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の部分（この項において「機械式特定駐車場」という。）において閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド、閉鎖型スプリンクラーヘッド、一斉開放弁及び感知継手を用いる特定駐車場用泡消火設備である。

構成する機器等は、選択する機器に応じて、(1)から(5)までを準用する。

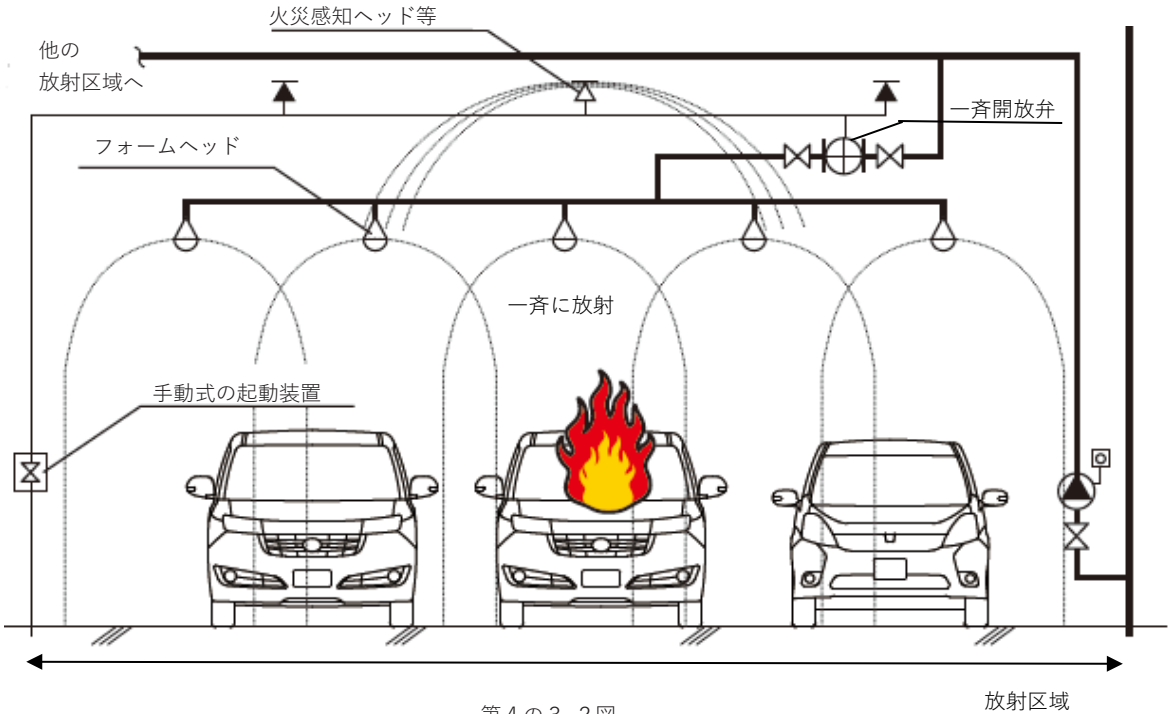
第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備

(特定駐車場用泡消火設備の構成例)



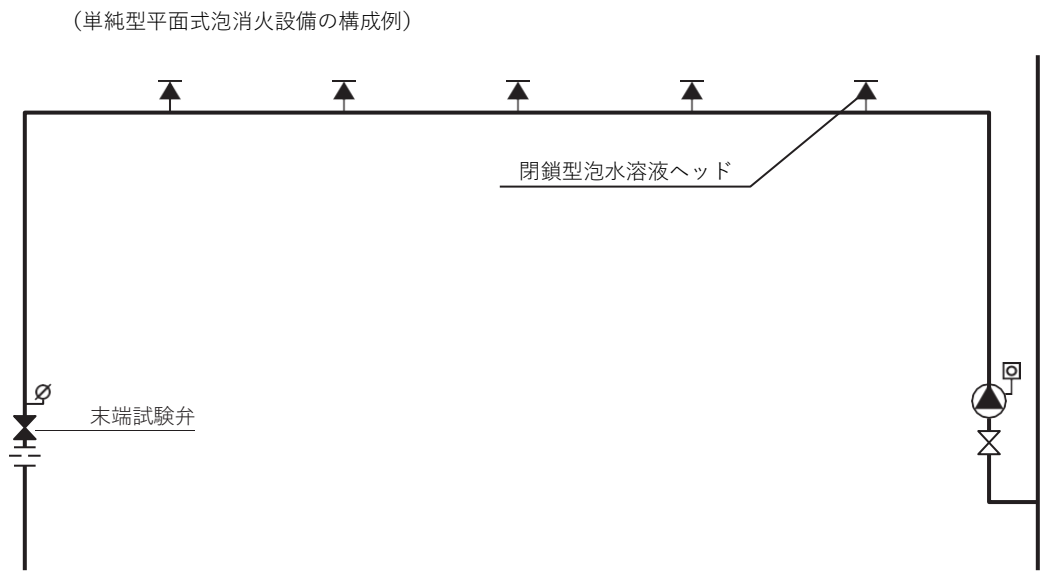
第4の3-1図

(政令第18条泡消火設備の構成例)



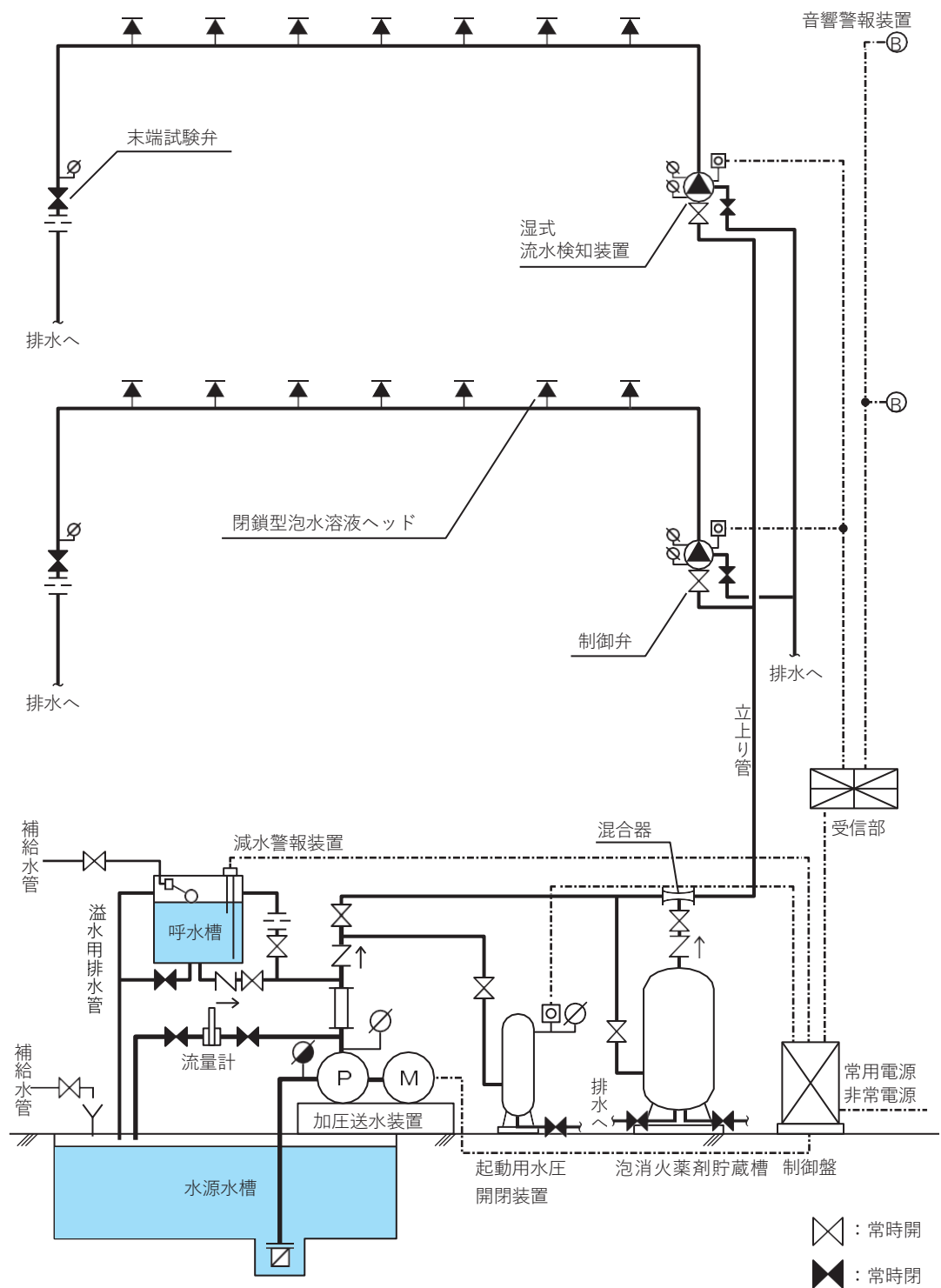
第4の3-2図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備



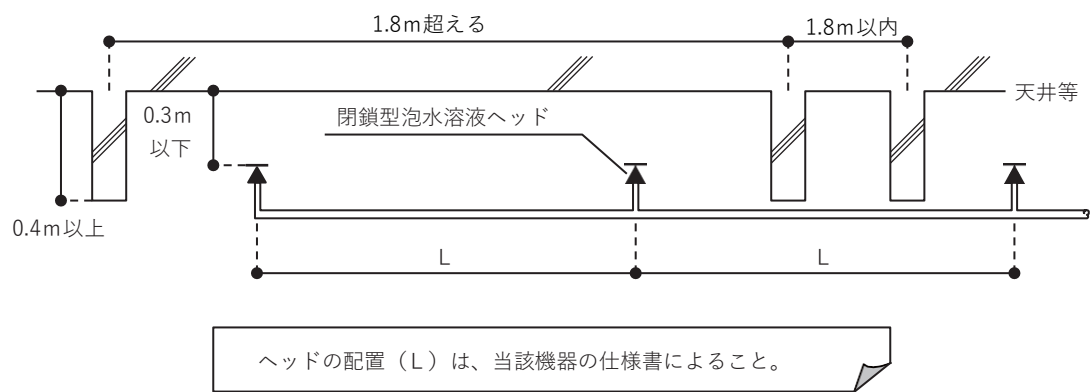
第4の3-3図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備

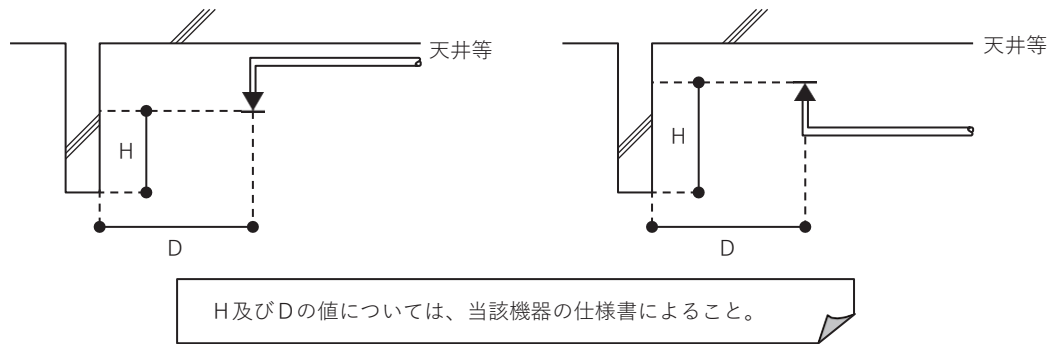


第4の3-4図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備

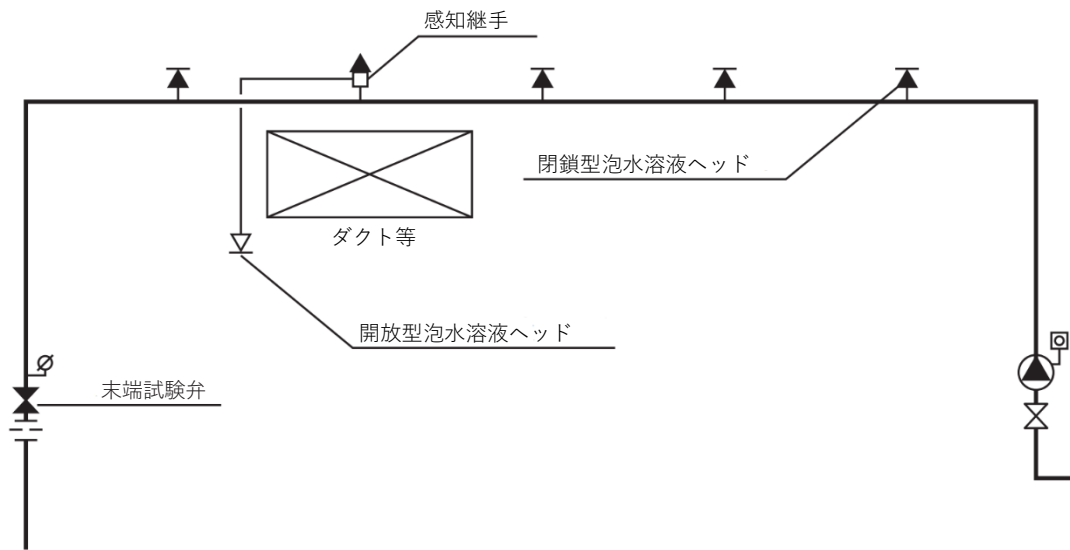


第4の3-5図



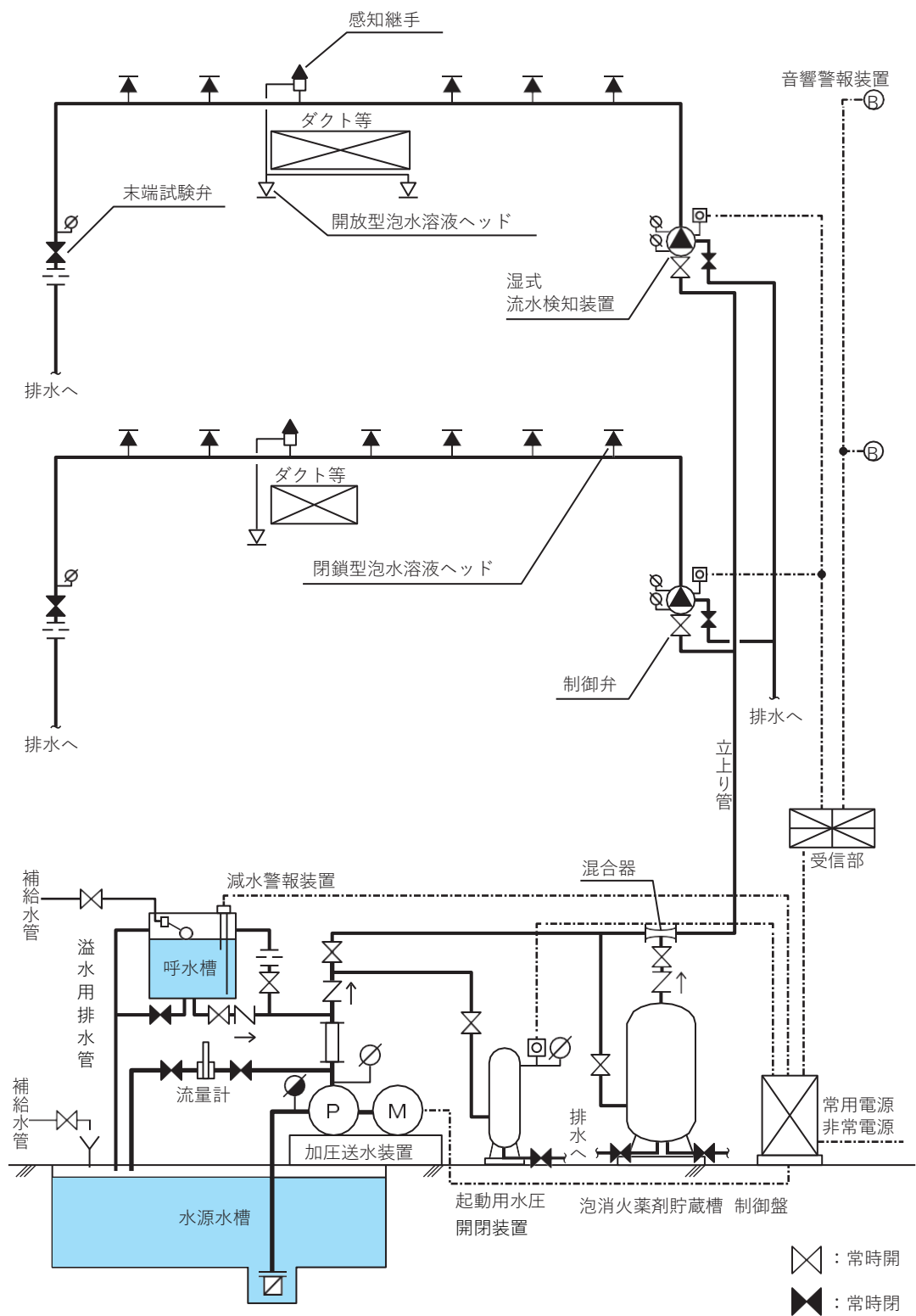
第4の3-6図

(感知継手開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



第4の3-7図

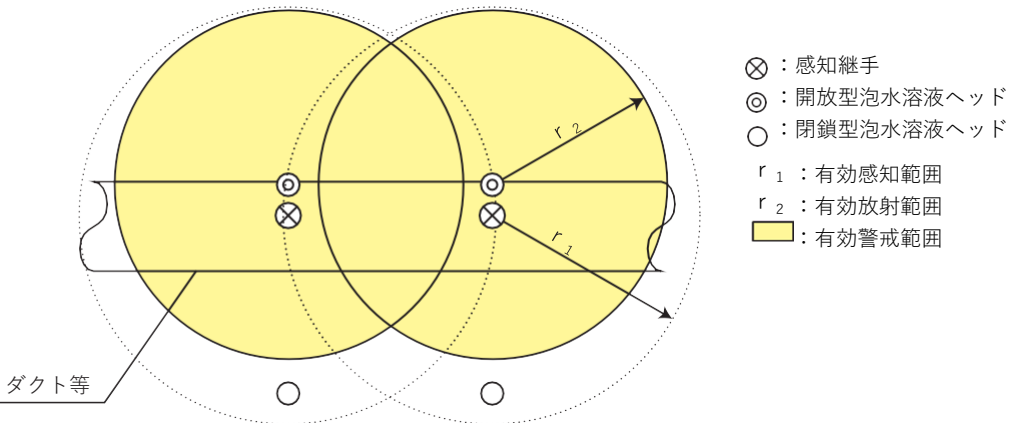
第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備



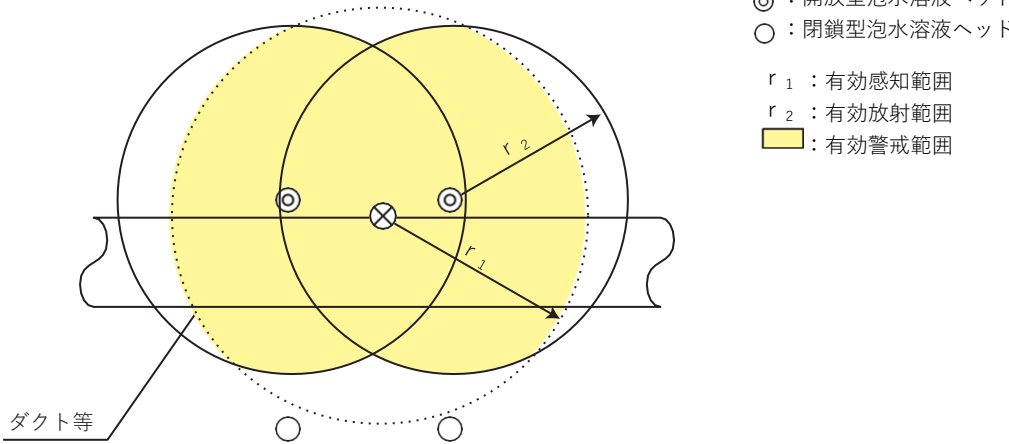
第4の3-8図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備

(一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が1の場合)

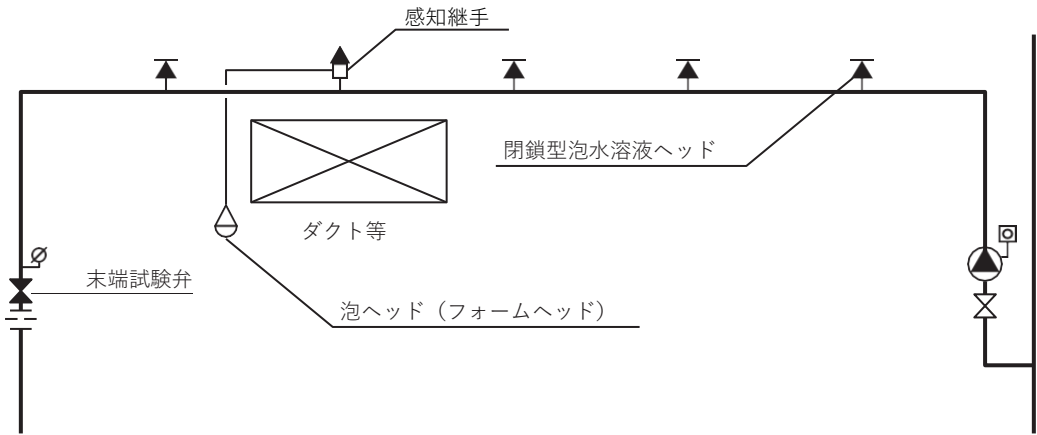


(一の感知継手に接続する開放型泡水溶液ヘッドの数が2の場合)



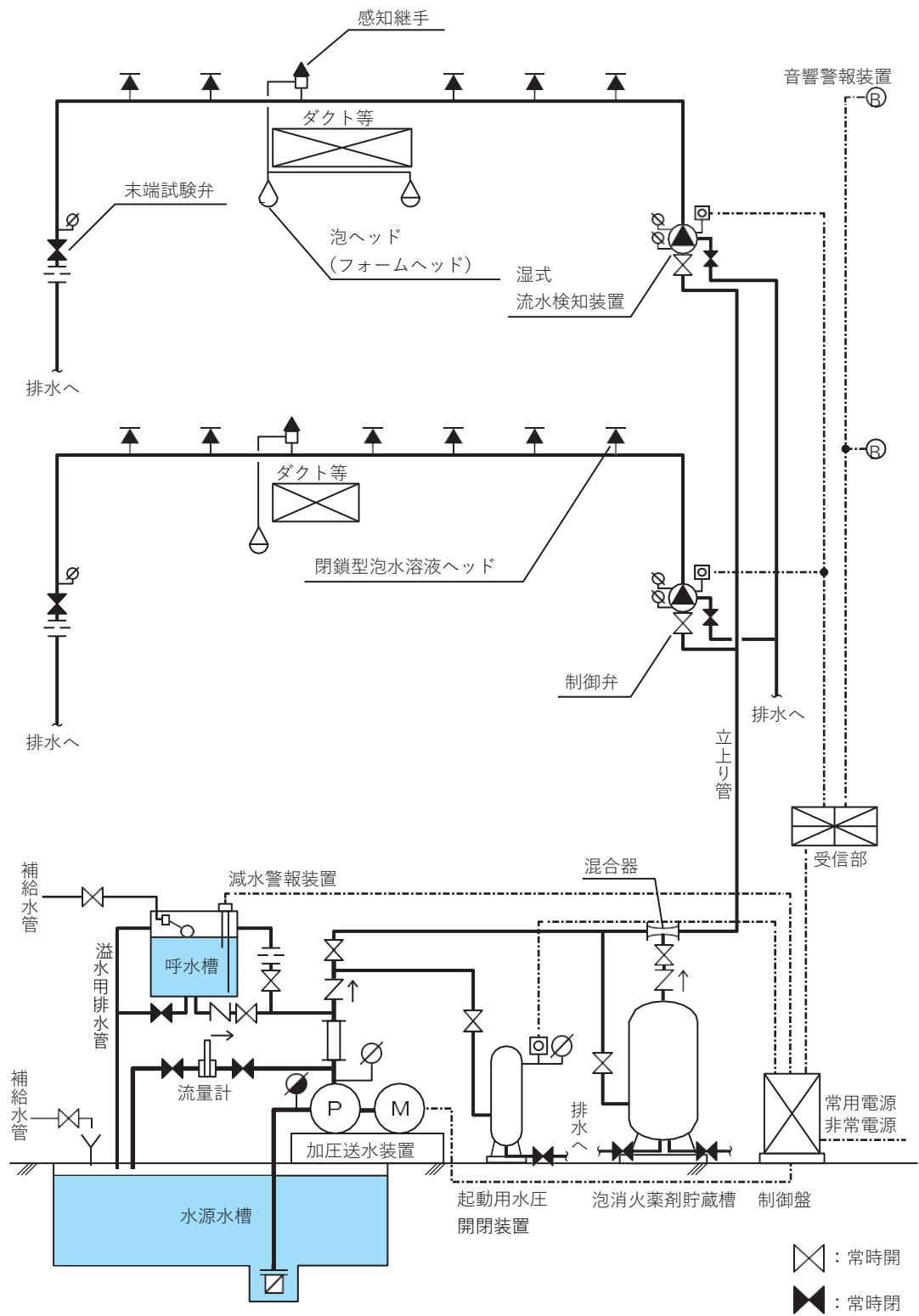
第4の3-9図

(感知継手泡ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



第4の3-10図

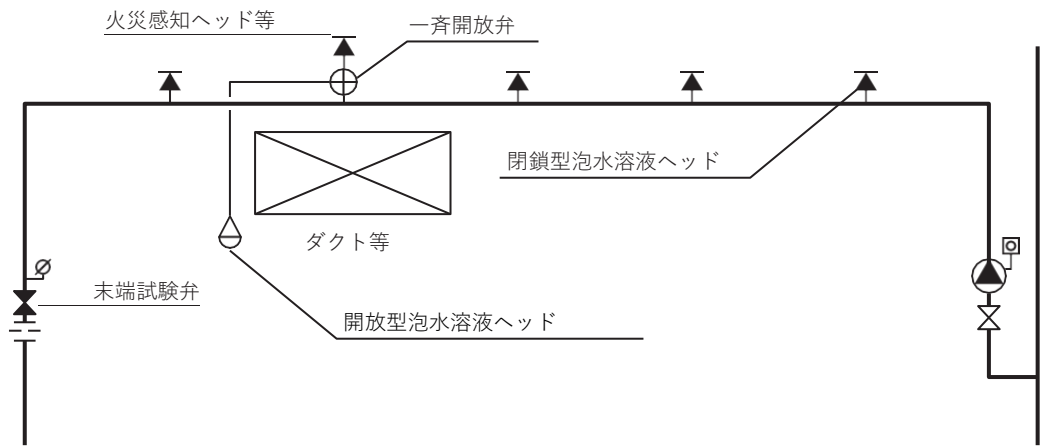
第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備



第4の3-11図

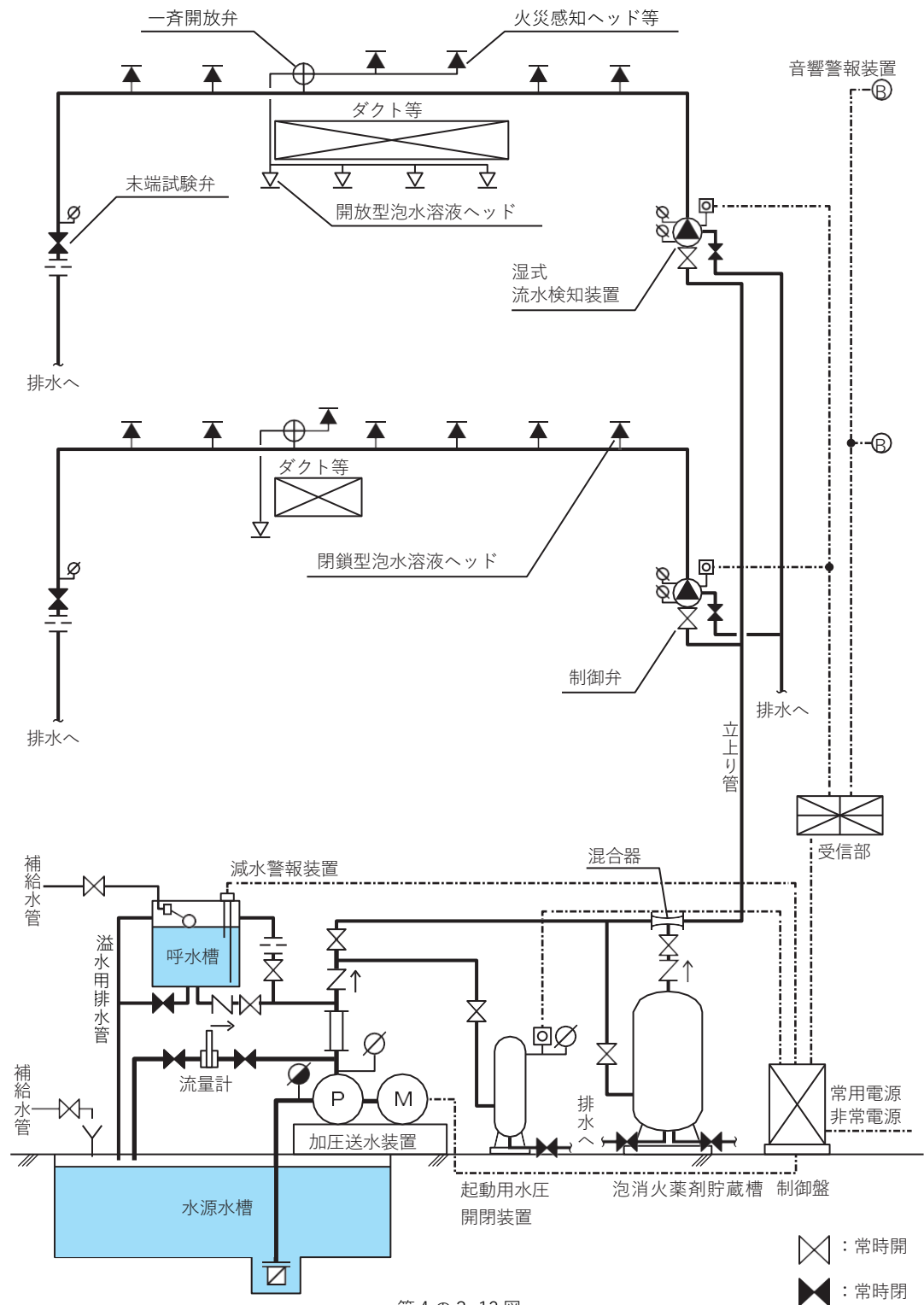
第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備

(一斉開放弁開放ヘッド併用型平面式泡消火設備の構成例)



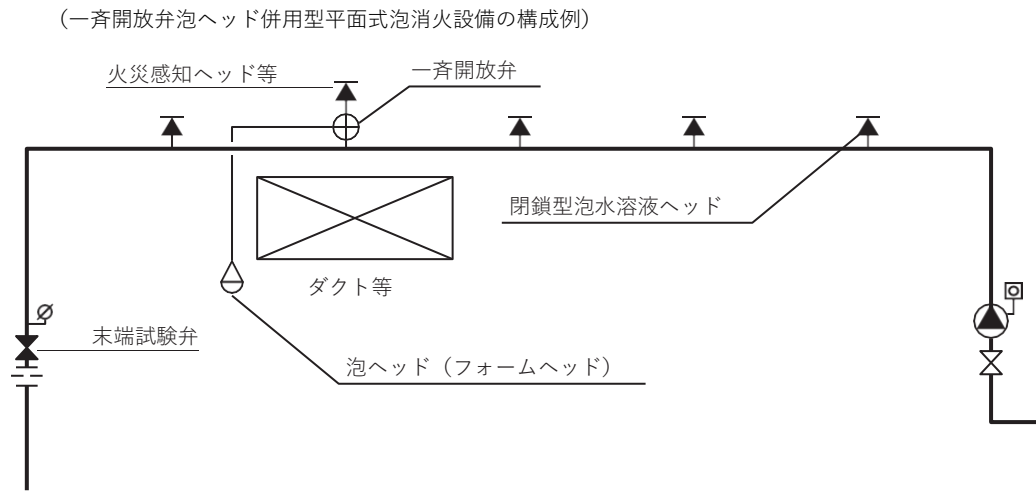
第4の3-12 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備



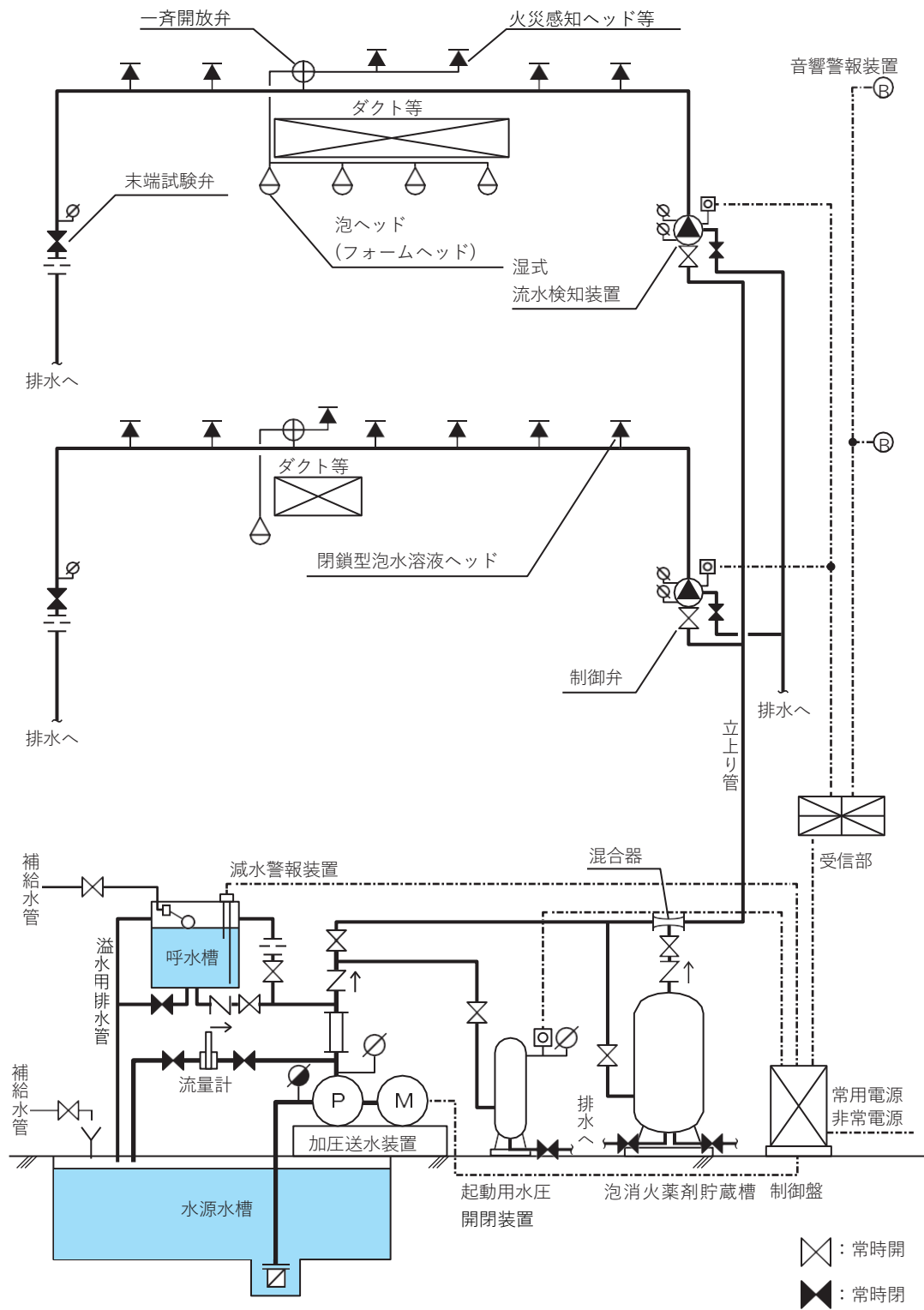
第4の3-13図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備



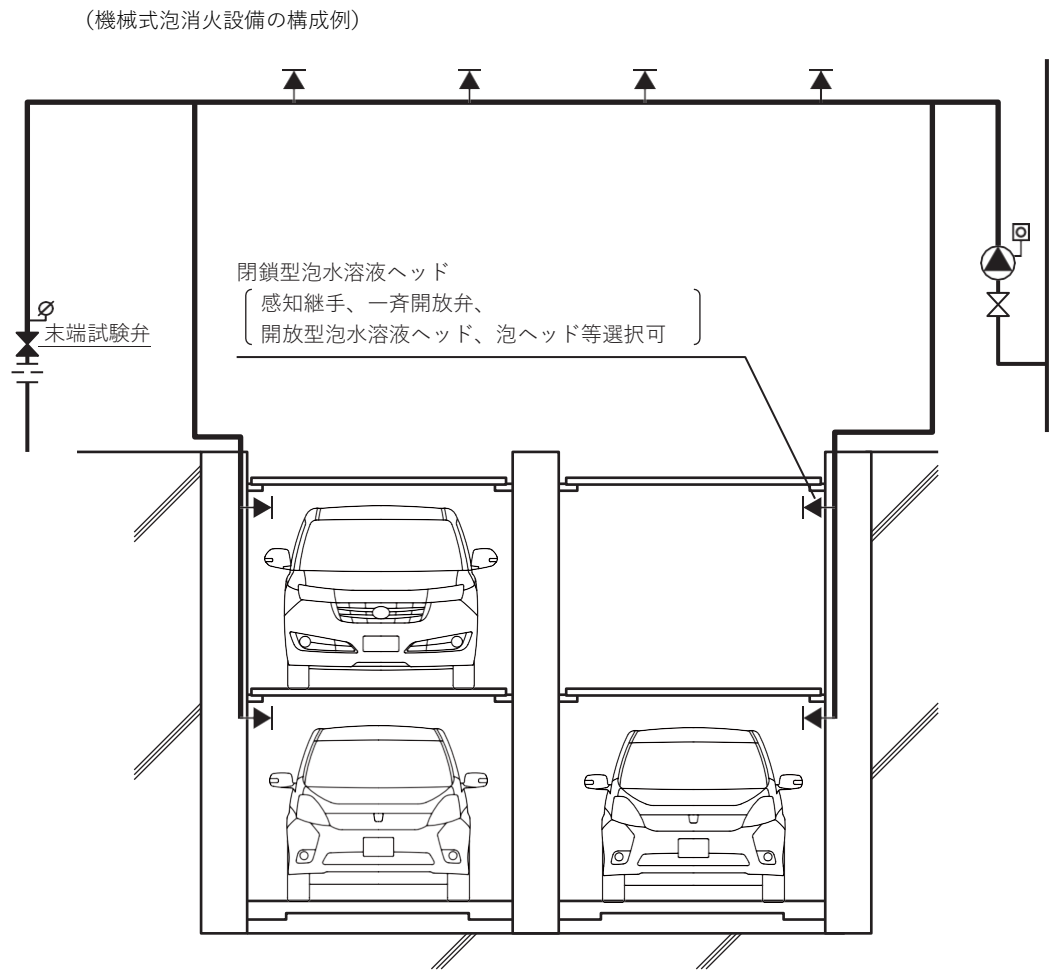
第4の3-14 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備



第4の3-15図

第4章 消防用設備等の技術基準
第4の3 特定駐車場用泡消火設備



第4の3-16図